

令和4年



秋の全国交通安全運動 宮崎県推進要綱

1 目的

本運動は、県民ひとりひとりに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

2 期間

令和4年9月21日（水）～30日（金） 10日間

※9月30日（金）は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

3 運動の重点

- 脇見・ぼんやり運転等の追放（★県独自項目）
- 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- 自転車の交通ルール遵守の徹底



4 運動の推進方法

推進機関・団体は、相互に連携を密にして、それぞれの特性に応じ、積極的に安全教育や交通環境の整備、道路秩序の維持等に努め、各組織に具体的推進事項を周知徹底させるとともに、新聞、テレビ、SNS等を活用した広報啓発により、幅広い「県民総ぐるみ運動」として盛り上がるよう努めます。

※運動の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染防止に十分留意してください。

令和3年度宮崎県交通安全ポスターコンクール



（小学生下学年の部 金賞 千代反田 結菜さんの作品）



（高校・一般の部 佳作 三島 唯花さんの作品）

宮崎県交通安全対策推進本部

令和4年秋の全国交通安全運動の具体的推進事項

脇見・ぼんやり運転等の追放（★県独自項目）

運転者は…

- 緊張感を持って、危険を予測する「かもしれない運転」を励行し、交通事故を防ごう。
- 運転中のスマートフォン等の操作は危険です。絶対にやめよう。
- 妨害運転（あおり運転）などの危険運転は絶対にやめよう。
- 電動キックボード等、新たなモビリティを正しく利用しよう。

歩行者は…

- 「歩きスマホ」は危険です。絶対にやめよう。

家庭・地域・学校・職場では…

- 交通ルール遵守とマナー向上のため安全指導や教育活動を推進しよう。
- 新聞、テレビ、SNS等の各種広報を活用して、脇見・ぼんやり運転等追放の広報啓発を徹底しよう。
- 過労・居眠り・暴走運転をなくそう。

子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

歩行者の交通ルール遵守の徹底

歩行者の安全確保

子供

- 道路にとびだしたり、道路であそばないようにしよう。
- おうだんぼどうは、手をあげて、しんごうや右・左をよく見ながらわたろう。
- 道路をななめにわたったり、車のちかくをわたらないようにしよう。



高齢者

- 道路を横断するときは、十分に左右の安全を確かめて横断歩道を渡ろう。
- 横断歩道を渡るときは、運転者に対して手を上げるなどの意思表示をしよう。
- 道路を斜めに横断したり、車の直前・直後を横断するのは危険なので絶対にやめよう。
- 早朝・夜間・夕暮れ時の外出は、明るい目立つ色の服装と反射材を着用しよう。



運転者は…

- 子供や高齢者、障がい者等への思いやりのある運転をしよう。
- スクールゾーンは決められた時間帯は通行できません。標識等を確認しよう。

家庭・地域・学校・職場では…

- 学校や家庭において、保護者や教育関係者は、安全に道路を通行するための教育を徹底しよう。
- スクールゾーンや通学路等の安全点検を行い、交通安全指導を実施するなど、地域ぐるみで子供の交通事故防止に取り組もう。
- 交通ルールの理解のための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しよう。
- 加齢に伴う身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等を推進しよう。

夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶

夕暮れ時と夜間の交通事故防止

運転者は…

- 夕暮れ時は、車も自転車も早めにライトを点灯させよう。
- 歩行者等を早く発見できるように、車のライトは原則上向き。対向車や先行車がいる場合は下向きに。

歩行者は…

- 歩行者は外出する際は、明るい目立つ色の服装と反射材を必ず着用しよう。
- 泥酔して路上に寝込むことは、重大な交通事故につながります。



家庭・地域・学校・職場では…

- 職場では、チラシ、立看板、社内放送等を活用して普及啓発を徹底しよう。

運転者の歩行者等への保護意識の向上

- 歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しよう。
- 横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる場合は、横断歩道の手前で必ず一時停止しよう。
- 横断歩道等予告マーク（◇ダイヤモンドマーク）が見えたら減速し、歩行者等に十分注意しよう。

飲酒運転の根絶

運転者・同乗者は…

- 飲酒運転は重大な犯罪です。「絶対にしない・させない・許さない」を徹底しよう。
- 二日酔い運転に注意。翌朝、運転する場合は、お酒の量を控えよう。
- 飲酒運転の車に同乗することや、飲酒者に車両を貸すことも重大な犯罪です。

家庭・地域・学校・職場では…

- 地域ぐるみで飲酒運転を絶対にさせない環境づくりを推進しよう。
- 事業者は、アルコール検知器の適正な使用と厳正な点呼の実施を徹底しよう。
- 飲食店における運転者への酒類提供の禁止とハンドルキーパー運動の周知徹底を図ろう。
- 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発を推進しよう。

自転車でも
飲酒運転に
なります！

※令和4年4月1日から、安全運転管理者による運転者のアルコールチェックが「義務化」されました！

妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の防止

- 妨害運転（あおり運転）は犯罪です。「思いやり・ゆずり合い」の運転をしよう。
- 妨害運転を受けたときのため、ドライブレコーダーをつけよう。

二輪車運転者等に対する広報啓発

- ヘルメットやプロテクターを正しく着用し、万が一の事故に備えよう。
- 電動キックボード等の利用者に対し、安全利用について広報啓発を推進しよう。

全席シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底

運転者・同乗者は…

- 後部席を含む全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用在運転者の義務であることを周知徹底しよう。

家庭・地域・学校・職場では…

- シートベルトの非着用や、チャイルドシートの未使用時の危険性を認識し、広報啓発を徹底しよう。



高齢運転者の交通事故防止

- 自身で決めた運転ルールを守る「制限運転」を積極的に実践しよう。
- 運転に不安を感じたら「安全運転相談ダイヤル#8080」や「高齢者運転免許証返納メリット制度」等を活用し、運転免許証の返納を考えよう。
- 70歳以上の方は、積極的に高齢者マークを付けよう。

家庭・地域・学校・職場では…

- 運転免許がなくても安心して暮らせる移動手段の確保等の支援を推進しよう。
- 安全運転サポート車とサポートカー限定免許制度の広報啓発に努めよう。
- 加齢に伴う身体機能の変化についての安全教育・広報啓発を推進しよう。
- 高齢者マークを表示している車の保護義務の周知を推進しよう。

自転車の交通ルール遵守の徹底

自転車の交通ルール遵守とマナー実践の徹底

自転車利用者等の安全確保

自転車保険加入の促進

ヘルメット着用の努力義務化の広報啓発

利用者は…

- 自転車に乗るときは、大人も子供もヘルメットを着用しよう。
- 自転車は車の仲間です。原則として車道の左側を通行しよう。
- 歩道を通行する際は、歩行者優先で車道寄りを徐行しよう。
- 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止を徹底しよう。
- 夜間のライト点灯を徹底しよう。
- 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認を徹底しよう。
- 傘差し、スマートフォン等の使用はやめよう。イヤホン等の使用は危険です。
- 万が一の事故に備えて自転車保険に必ず加入しよう。



家庭・地域・学校では…

- 全ての年代を対象に自転車のヘルメット着用を推進しよう。
- 自転車の点検整備を徹底しよう。
- 家庭において、自転車利用のルールやマナーについて必要な教育を徹底しよう。

※令和4年の改正道路交通法に基づき、公布日（令和4年4月27日）から1年以内に、全ての自転車利用者に対するヘルメット着用が「努力義務」となります！

宮崎県交通事故相談所の案内

県では、専門の相談員による無料の交通事故相談所を開設しています。（電話相談可）

- ◆場所 県庁1号館4階
宮崎市橘通東2丁目10番1号
☎ 0985-26-7039

- ◆相談日時
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～午後3時半

安全運転相談の案内

県警では、各免許センターや警察署で、警察職員や看護師が、認知症や一定の病気のある方や運転に不安を感じている方、その家族等からの相談を受け付けています。（秘密は厳守します）

- ◆相談窓口 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前10時～午後5時 ※事前にお電話を！
- 宮崎運転免許センター ☎0985-24-9999（音声案内2番）
- 都城運転免許センター ☎0986-25-9999（直通）
- 延岡運転免許センター ☎0982-33-9999（直通）
- 安全運転相談ダイヤル #8080
⇒ 平日 午前8時30分～午後5時15分